幸島　博美
瑞宝中綬章を授ける
工藤　進　安留　孝
瑞宝小綬章を授ける（各通）
阿部　博文　工藤　洋　清水　俊夫
菅原　政一　田中　温彦　盛夫
野村　利夫　松原　善辰　柳　天願　卓茂
山根　康男　矢
瑞宝双光章を授ける（各通）
梅田　実　遠藤　延男　河合　宏治
今橋　武彦　佐藤　行一　清水　俊彦
田　清　村元　朗芳
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十六日）
（神戸大学名誉教授）　角田　譲
瑞宝中綬章を授ける（八月二十七日）
（三重大学名誉教授）　野々田得郎
瑞宝小綬章を授ける（八月二十八日）
厚地　正仁
瑞宝双光章を授ける（八月二十九日）
尾崎　榮一
瑞宝双光章を授ける（八月三十日）
桝田　俊弘
瑞宝単光章を授ける（八月三十一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、和歌山県において開催されている第七十回国民体育大会に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、九月二十五日午前十一時一分御出門、同県へ行幸啓、同月二十七日午後五時五十分還幸啓になった。

官庁発表

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

北海道地方交通審議会は、北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第５号）、北海道海上旅客運送業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第６号）及び北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に北海道運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号060―0042北海道札幌市中央区大通西10丁目」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　北海道運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

平成27年10月１日

北海道地方交通審議会会長　田村　亨

公　告

諮　事　項

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成27年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成27年10月１日

農林水産大臣　林　芳正

記

国営両総土地改良事業（農業用用排水）

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成27年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成27年10月１日

農林水産大臣　林　芳正

記

国営中信平二期土地改良事業（農業用用排水）

無縁墳墓等改葬公告

一級河川吉野川水系柳瀬ダム直轄堰堤改良（宮前地区地すべり対策）工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申出ください。

なお、期日までにお申出のない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご承知ください。

平成27年10月１日

国土交通省四国地方整備局長　石橋　良啓

１　墳墓等所在地　①愛媛県四国中央市金砂町小川山2001番、②愛媛県四国中央市金砂町小川山2001番、③愛媛県四国中央市金砂町小川山2001番、④愛媛県四国中央市金砂町小川山2001番、⑤愛媛県四国中央市金砂町小川山2001番、⑥愛媛県四国中央市金砂町小川山2001番、⑦愛媛県四国中央市金砂町小川山2001番

１　墳墓等の名称　不詳

１　死亡者の本籍及び氏名　①「藤原黒右ヱ門悴」、②「不詳」、③「〇〇五十五」、④「不詳」、⑤「儀右ヱ門」、⑥「裕太〇〇」、⑦「六源〇」

１　改葬を行おうとする者　徳島県三好市池田町西山谷尻4235番地１　国土交通省四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所長　岡本　和宣

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第１１６号

島根県松江市東本町２丁目35番地

申立人　株式会社島根銀行

本籍鳥取県米子市上後藤８丁目51番地３、最後の住所埼玉県川口市大字伊刈797番地　ドエル平田101号室、死亡の場所埼玉県川口市、死亡年月日平成26年８月５日、出生の場所鳥取県米子市、出生年月日昭和８年７月５日、職業不明

被相続人　亡　**荒**濵　武史

事務所　島根県松江市南田町62番地６　パラディーゾビル３階　弁護士法人山陰リーガルクリニック

相続財産管理人　弁護士　和久本　光

鳥取家庭裁判所米子支部

平成２７年（家）第１３９７号

島根県松江市北田町20番地１　岡崎法律事務所

申立人　鳥居　竜一

本籍島根県松江市宍道町東来待500番地27、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所島根県松江市、死亡年月日平成27年７月２日、出生の場所島根県八束郡宍道町、出生年月日昭和28年11月６日、職業無職

被相続人　亡　多根　一秀

事務所　島根県松江市北田町20番地１　岡崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鳥居　竜一

松江家庭裁判所